平成２１年（フ）第３６２９号
愛知県東海市名和町向イ37番地の１　エントピア’95　２－Ｄ号室
債務者　ナカムラ鋼業こと　中村　　薫
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月20日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３６８号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地22棟105号
債務者　宮竹　　昭
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　健作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月27日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４４１５号
札幌市北区新琴似１条９丁目６番15号
債務者　澤井　和雄
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８４９号
岐阜市茜部菱野１丁目67番地３ＦＥＩＮ河八３Ｄ号室
債務者　宮本　研二
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　隆吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３０４５号
愛知県海部郡七宝町大字川部字佛供田51番地の９
債務者　日比野繁次
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７６２号
名古屋市熱田区二番２丁目26番２－604号　二番荘
債務者　秋田　良子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７９５号
名古屋市中村区中島町４丁目41番地　オーラム第２中島602号
債務者　坂本　朋子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０４号
岡山県倉敷市安江551番地９
債務者　森　　時藏
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４６８号
岡山県浅口市金光町佐方465番地６
債務者　三宅　智江
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第６号
岡山県井原市野上町264、住民票上の住所岡山県瀬戸内市長船町西須恵1037番地１
債務者　高橋　正志
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
岡山県倉敷市水島高砂町６番10号
債務者　中山　浩之
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
北海道北見市山下町５丁目１番７号　山下ハイツ３号
債務者　黒川　俊夫
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
北海道北見市高栄東町３丁目14番12号　クローバーハイム202号
債務者　高田　紗代
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
青森県十和田市大字法量字焼山64番地232　奥入瀬グリーンホテル内
債務者　伊藤　智美
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１６８号
青森県十和田市大字法量字焼山64番地232
債務者　伊藤　和恵
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１７２号
青森県十和田市東一番町４番47号　第二久保アパート10号室
債務者　阿部　秀寿
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第３９９号
岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第11地割136番地８
債務者　月山　良秋
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部